

令和8年6月定例教育委員会次第

日時： 令和8年6月26日（金）
午前10時～午前11時30分
場所： 犬山市役所4階401会議室

1. 開会

2. 教育長報告 (前回会議録の承認)

3. 付議事件の審議

- | | | |
|--------|---|----------|
| 第17号議案 | 犬山市教育支援委員会委員の委嘱について | 学校教育課 |
| 第18号議案 | 犬山市ICT活用教育研究委員会委員の委嘱について | 学校教育課 |
| 第19号議案 | 犬山市文化の薫り高いまちづくり事業選定審査会委員の委嘱について | 文化推進課 |
| 第20号議案 | 犬山城調査整備委員会委員の委嘱について | 歴史まちづくり課 |
| 第21号議案 | 犬山市民展審査会委員の委嘱について | 文化推進課 |
| 第22号議案 | 犬山市民文化会館の設置及び管理に関する条例施行規則及び犬山市公民館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について | 文化推進課 |

4. 通信及び請願

5. 協議・連絡

- | | | | |
|-----|---|-------|------|
| (1) | 後援名義使用承認に関する報告 | 文化推進課 | No.1 |
| (2) | 7月・8月行事予定表について | 学校教育課 | No.2 |
| (3) | 令和8年6月定例議会について | 教育部 | No.3 |
| (4) | 犬山学び場「みらい」について | 学校教育課 | No.4 |
| (5) | 令和8年度困難を抱えた子ども・若者支援のための研修会「発達に障がい（凸凹）のある子どもへの上手な支援」 | 文化推進課 | No.5 |
| (6) | 青少年センター紹介カードについて | 文化推進課 | No.6 |
| (7) | いじめ防止に向けて | 学校教育課 | No.7 |

6. 自由討議

7. その他

8. 閉会

犬山市教育委員会第17号議案

犬山市教育支援委員会委員の委嘱について

犬山市附属機関設置条例第3条及び犬山市教育支援委員会規則第4条の規定により別紙のとおり委嘱するものとする。

令和8年6月26日提出

犬山市教育委員会

教育長 勝村 偉公朗

(説明)

この案を提出するのは、令和8年度の犬山市教育支援委員会委員を委嘱する必要があるからである。

令和8年度犬山市教育支援委員会委員（案）

任期：委嘱の日～令和9年3月31日

No.	区分	氏名	所属等	新規 継続	
1	医師及び 学識経験者	榊原 吉峰	榊原こどもクリニック	継続 (10期)	
	特別支援学校の職員	吉田 美保	小牧特別支援学校 中学部主事	継続 (3期)	辞退
2	特別支援学校の職員	小川 智裕	小牧特別支援学校 小学部主事	新規	新規
3	児童福祉施設及び児 童相談所の職員	金井 牧仁	溢愛館 施設長	継続 (10期)	
4	児童福祉施設及び児 童相談所の職員	牛田 英臣	一宮児童相談センター 児童心理士	新規	
5	小学校長 及び中学校長	久本 浩子	犬山市立羽黒小学校長 犬山市小学校長代表	継続 (2期)	
6	小学校長 及び中学校長	瀬上 圭太	犬山市立城東中学校長 犬山市中学校長代表	継続 (2期)	
7	養護教諭	榊 智子	犬山市立城東中学校 主任養護教諭	新規	
8	特別支援学級担当教 諭	山田 佳祐	犬山市立犬山西小学校教諭	新規	
9	特別支援学級担当教 諭	金尾 亜生子	犬山市立城東中学校教諭	新規	
10	市職員	伊藤 真弓	子ども未来課主幹 指導保育士	継続 (7期)	
11	市職員	後藤 まゆみ	こすもす園長	継続 (7期)	
12	市職員	渡辺 孝春	家庭児童相談員	継続 (2期)	

1) 設置について

- 犬山市附属機関設置条例に基づき犬山市教育支援委員会を設置する。
- 教育委員会の諮問に応じ、市内に在住する障害児のうち15歳未満の者の適正な就学を継続して
図るため必要な事項について協議及び調査する。
- 委員は15人（以内）とする。
- 委嘱期間は、委嘱の日から委嘱の日の属する年度の末日までとする。
- 犬山市教育支援委員会規則に基づき、委員会を開催する。
- 委員会の委員は、医師及び学識経験者、特別支援学校の職員、児童福祉施設及び児童相談所の職
員、小学校長及び中学校長、養護教諭、特別支援学級担当教諭、市職員から教育委員会が委嘱す
る。
- 委員会に、委員長、副委員長を置く。
- 委員会は必要に応じて委員長が招集する。

2) 委員会の開催について

- 年3回（7月ごろ、11月ごろ、1月ごろを予定）
- 関係機関との連携・協力・情報収集など

犬山市教育委員会第18号議案

犬山市 ICT 活用教育研究委員会委員の委嘱について

犬山市附属機関設置条例第3条及び犬山市 ICT 活用教育研究委員会規則第4条の規定により別紙のとおり委嘱するものとする。

令和8年6月26日提出

犬山市教育委員会

教育長 勝村 偉公朗

(説明)

この案を提出するのは、令和8年度の犬山市 ICT 活用教育研究委員会委員を委嘱する必要があるからである。

令和8年度犬山市ICT活用教育研究委員会

任期：委嘱日から令和9年3月31日まで

No.	役 職	区 分	職 名	氏 名	委嘱
1	委 員	学校関係者	校長会 会長 (犬山西小学校長)	高 木 潔	新規
2	委 員	学校関係者	校長会代表 (東部中学校長)	小 竹 摩 記	新規
3	委 員	学校関係者	ICT活用研究委員会 委員長 (今井小学校長)	川 田 哲 陽	新規
4	委 員	学校関係者	犬山市立中学校 教員代表 (犬山中学校教諭)	近 藤 翔	新規
5	委 員	学校関係者	ICT活用研究委員会 庶務 犬山市立小学校 教員代表 (羽黒小学校教諭)	鈴 木 寛 央	継続 (7期)
6	委 員	市職員	経営部情報政策課長	中 村 太 一	新規
—	アドバイザー	学識経験者	岐阜聖徳学園大学 客員教授 授業と学び研究所 所長	玉 置 崇	継続 (7期)

・目的（犬山市附属機関設置条例）

教育委員会の諮問に応じ、市立小中学校における情報通信技術を活用した教育の普遍的な広がり及び教職員の指導力の向上を目的とし、その目的達成に向けた方針の策定、環境整備等に関する事項について協議及び審議する。

- ・委員は15人以内とする。
- ・任期は委嘱の日から委嘱の日の属する年度の末日までとする。
- ・構成（犬山市ICT活用教育研究委員会規則第4条）
学識経験者、学校関係者、市職員
- ・委員会が必要に応じて委員長が招集する。
- ・委員会には、委員の互選により委員長、副委員長を定める。
- ・委員会はその運営を円滑に進めるため、アドバイザーを設置することができる。

犬山市教育委員会第19号議案

犬山市文化の薫り高いまちづくり事業選定審査会委員の委嘱について

犬山市文化の薫り高いまちづくり事業選定審査会規則第2条の規定により裏面のとおり委嘱するものである。

令和8年6月26日提出

犬山市教育委員会

教育長 勝村 偉公朗

(説明)

この案を提出するのは、犬山市文化の薫り高いまちづくり事業選定審査会委員を委嘱するために必要があるからである。

犬山市文化の薫り高いまちづくり事業選定審査会委員名簿(案)

任期【令和8年7月1日～令和9年3月31日】

新任

NO	氏 名	選出区分
1	佐 曾 利 吏 佐	犬山市教育委員会の委員

継続

NO	氏 名	選出区分
1	横 井 耕 市	犬山市社会教育委員 (犬山市社会教育委員設置条例第3条第4号に該当するもの)
2	木 澤 和 子	犬山市教育委員会の委員
3	赤 塚 次 郎	犬山市社会教育委員 (犬山市社会教育委員設置条例第3条第4号に該当するもの)
4	佐 藤 正 之	犬山市社会教育委員 (犬山市社会教育委員設置条例第3条第4号に該当するもの)

1)設置について

- 犬山市附属機関設置条例(平成28年12月28日条例第36号)に基づき審査会を設置する。
 - ・教育委員会の諮問に応じ、犬山市文化の薫り高いまちづくり事業補助金の交付対象となる事業の選定に関する事項を審査する。
 - ・委員は6人以内とする。(犬山市附属機関設置条例 第2条 別表第2)
 - ・委嘱期間は、委嘱の日から委嘱の日の属する年度の末日までとする。
(犬山市附属機関設置条例 第2条 別表第2)
- 犬山市文化の薫り高いまちづくり事業選定審査会規則(平成30年4月1日施行)に基づき審査会を開催する。
 - ・審査会の委員は犬山市教育委員会の委員及び犬山市社会教育委員(犬山市社会教育委員設置条例第3条第4号に該当するもの)から教育委員会が委嘱する。
 - ・審査会に委員長を置く。
 - ・審査会は必要に応じて、委員長が招集する。

2)審査会の開催について

- ・年1回(3月頃に審査会を開催する。)

3)犬山市文化の薫り高いまちづくり事業補助金について

- ・市の魅力を内外に発信し、市の認知度の向上や交流人口の拡大を図る目的で、市民が自主的に行う継続性のある文化・芸術事業に対し、補助金を交付する。

犬山市教育委員会第20号議案

犬山城調査整備委員会委員の委嘱について

犬山市附属機関設置条例第3条及び犬山城管理委員会規則第5条の規定により別紙のとおり委嘱するものとする。

令和8年6月26日提出

犬山市教育委員会

教育長 勝村 偉公朗

(説 明)

この案を提出するのは、犬山城調査整備委員会委員を委嘱する必要があるからである。

犬山城調査整備委員会委員名簿 (案)

(任期：令和8年7月1日～令和10年6月30日)

No.	職名	氏名	委員区分	所属等	備考
1	委員	寛 真理子	学識経験者	公益財団法人犬山城白帝文庫 主任学芸員	新規
2	委員	鈴木 正貴	学識経験者	愛知県埋蔵文化財センター 主任研究員	継続
3	委員	千田 嘉博	学識経験者	名古屋市立大学高等教育院 教授 奈良大学 特別教授	継続
4	委員	西形 達明	学識経験者	関西大学 名誉教授 (協)関西地盤環境研究センター 顧問	継続
5	委員	麓 和善	学識経験者	名古屋工業大学 名誉教授	継続
6	委員	山村 亜希	学識経験者	京都大学 人間・環境学研究科 教授	継続

1 設置について

- ・犬山市附属機関設置条例に基づき犬山城管理委員会を設置する
- ・犬山城管理委員会の部会的組織として犬山城調査整備委員会を置く
- ・犬山城天守及び史跡犬山城跡に関する事項について調査し、又は審議する
- ・委員は犬山城管理委員会委員を含め15人以内とする
- ・委嘱期間は委嘱の日から2年とする
- ・委員会の委員は、犬山城関係者、市議会議員、学識経験者、公共的団体の構成員のうちから教育委員会が委嘱する
- ・犬山城管理委員会規則に基づき、委員会を開催する
- ・委員会に、委員長及び副委員長を置く
- ・委員会は委員長が招集する

2 委員会の開催について

- ・年3回程度開催
- ・史跡犬山城跡の整備に関する審議

犬山市教育委員会第21号議案

犬山市民展審査会委員の委嘱について

犬山市民展審査会規則第2条の規定により裏面のとおりに委嘱するものである。

令和8年6月26日提出

犬山市教育委員会

教育長 勝村 偉公朗

(説明)

この案を提出するのは、犬山市民展審査会委員を委嘱するために必要があるからである。

第72回犬山市民展審査会委員名簿

	部門		氏 名	備考
1	美術の部	日本画の部	伊藤 恵以知	継続
2			長瀬 喜久男	継続
3		洋画・デザインの部	杉田 泰昌	継続
4			中村 ふく子	継続
5		書の部	長谷川 翠流	新規
6			津田 秋月	継続
7		彫塑工芸の部	石川 裕	継続
8			田口 哲也	継続
9		写真の部	中道 慶一	継続
10			きむらよしひろ	継続
11	文芸の部	詩の部	大島 奈保美	新規
12			かわい ふくみ	継続
13		短歌の部	馬淵 典子	継続
14			宮地 瑛子	継続
15		俳句の部	酒井 とし子	継続
16			松岡 美千代	継続
17		川柳の部	飯田 重樹	継続
18			市川 博	継続

【委嘱期間：令和8年7月31日から令和9年7月30日まで】

1)設置について

- 犬山市附属機関設置条例(平成28年12月28日条例第36号)に基づき審査会を設置する。
 - ・教育委員会の諮問に応じ、市が実施する犬山市民展の入賞者の選定に関する事項について審議する。
 - ・委員は22人以内とする。(犬山市附属機関設置条例 第2条 別表第2)
 - ・委員の任期は、1年とする。(犬山市附属機関設置条例 第2条 別表第2)
- 犬山市民展審査会規則(平成29年3月27日教委規則第15号)に基づき審査会を開催する。
 - ・審査会の委員は、美術又は文芸に造詣の深い者のうちから、教育委員会が委嘱する。
 - ・審査会に会長を置く。
 - ・審査会は会長が招集する。

2)役割

- 審査会において教育委員会の諮問に応じ、市民展応募作品を審査し優秀作品の選出について答申する。

3)報酬

- 日額7,200円
 - ・(犬山市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例)

犬山市教育委員会第 22 号議案

犬山市民文化会館の設置及び管理に関する条例施行規則及び犬山市公民館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について

犬山市民文化会館の設置及び管理に関する条例施行規則及び犬山市公民館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則を別紙のように定めるものとする。

令和 8 年 6 月 26 日提出

犬山市教育委員会

教育長 勝村 偉公朗

(説 明)

この案を提出するのは、犬山市民文化会館及び犬山市南部公民館の大規模改修に併せ施設の名称の変更、統合を行うため必要があるからである。

犬山市民文化会館の設置及び管理に関する条例施行規則及び犬山市公民館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(犬山市民文化会館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 犬山市民文化会館の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和57年教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項中「練習室」を「練習室、音楽室又は応接室」に改める。

別表中

「

オーケストラ迫り	1 式	円 3, 3 0 0
音響反射板	1 式	3, 3 0 0

」

を

「

音響反射板（天反ライトを含む。）	1 式	円 4, 1 6 0
------------------	-----	---------------

」

に、

「

鳥屋囲花道用所作台	1 式	5 2 0	
35ミリ映写機	1 式	5, 5 0 0	スクリーン付き
16ミリ映写機	1 台	2, 2 0 0	スクリーン付き

」

を

鳥屋囲花道用所作台	1 式	5 2 0	
-----------	-----	-------	--

に改める。

様式第 1（その 1）中

9	練習室 1
10	練習室 2
11	練習室 3

を

9	練習室
10	音楽室
11	応接室

に改め、同様式を様式第 1 とする。

様式第 1（その 2）を削る。

様式第 2 中

9	練習室 1
10	練習室 2
11	練習室 3

を

9	練習室
10	音楽室
11	応接室

に改める。

(犬山市公民館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)

第2条 犬山市公民館の設置及び管理に関する条例施行規則(昭和58年教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第4条の表、第6条及び第12条第1項第2号中「南部公民館講堂」を「南部公民館の小ホール」に改める。

別表舞台設備の項中「音響反射板」を「音響反射板(天反ライトを含む。)」に、「1, 620」を「2, 040」に改め、同表中「

16ミリ映写機	1台	1, 860	スクリーン付き
---------	----	--------	---------

を

「

奏者用譜面台	1台	50	
--------	----	----	--

に、

「

ダイナミックマイク	1本	520	
-----------	----	-----	--

を

「

ダイナミックマイク	1本	520	
2点吊マイク装置	1式	860	マイクなし

に、

「

展示用ライト	1 台	5 0
スライド映写機	1 台	5 2 0
ＯＨＰ	1 台	5 2 0

を

「

展示用ライト	1 台	5 0
--------	-----	-----

に改める。

附 則

この規則は、令和 8 年 1 1 月 1 日から施行する。

○犬山市民文化会館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正のための新旧対照表（第1条関係）

新（改正後）					旧（改正前）				
(利用時間及び期間)					(利用時間及び期間)				
第10条 略	第3条 条例第7条ただし書に規定する特別の理由は、練習室、音楽室又は応接室を書画その他の展示の利用者につき引き続き14日を超えて利用を許可しない。				第10条 略				
2 略					2 略				
3 略					3 略				
別表（第12条関係）					別表（第12条関係）				
犬山市民文化会館附属設備使用料					犬山市民文化会館附属設備使用料				
区分	品目	単位	使用料	摘要	区分	品目	単位	使用料	摘要
舞台設備	音響反射板（天反ライトを含む。）	1式	円 4, 160		舞台設備	オーケストラ迫り	1式	円 3, 300	
	略	略	略	音響反射板		1式	3, 300		
				略		略	略		
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
略	略</								

○犬山市公民館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正のための新旧対照表（第2条関係）

新（改正後）			旧（改正前）		
(利用許可の申請)			(利用許可の申請)		
第4条 略			第4条 略		
施設の区分	申請期間		施設の区分	申請期間	
南部公民館の小ホール（同一の目的において南部公民館の小ホールと併せて利用する施設を含む。以下同じ。）	利用しようとする日の属する月の7月前（市外の者が利用する場合は、6月前）の月の初日から当該利用しようとする日の20日前まで		南部公民館講堂（同一の目的において南部公民館講堂と併せて利用する施設を含む。以下同じ。）	利用しようとする日の属する月の7月前（市外の者が利用する場合は、6月前）の月の初日から当該利用しようとする日の20日前まで	
略		略	略		略
(利用許可の変更又は取消し)			(利用許可の変更又は取消し)		
第6条 公民館の利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）がその許可された事項を変更しようとするとき又は利用の取消しをしようとするときは、利用しようとする日の5日前（南部公民館の小ホールを利用する場合は、利用しようとする日の5日前（南部公民館講堂を利用する場合は、20日前）までに、犬山市公民館利用変更（取消）許可申請書（様式第3）に利用許可書を添えて委員会に提出しなければならない。（使用料の還付）			第6条 公民館の利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）がその許可された事項を変更しようとするとき又は利用の取消しをしようとするときは、利用しようとする日の5日前（南部公民館講堂を利用する場合は、20日前）までに、犬山市公民館利用変更（取消）許可申請書（様式第3）に利用許可書を添えて委員会に提出しなければならない。（使用料の還付）		
第12条 略			第12条 略		
(1) 略			(1) 略		
(2) 利用者が利用しようとする日（2日以上にわたって引き続き利用するときは、最初の日の5日前（南部公民館の小ホールを利用する場合は、20日前）までに利用許可の取消しを申し出たときは、使用料の額の2分の1に相当する額			(2) 利用者が利用しようとする日（2日以上にわたって引き続き利用するときは、最初の日の5日前（南部公民館講堂を利用する場合は、20日前）までに利用許可の取消しを申し出たときは、使用料の額の2分の1に相当する額		
2 略			2 略		
別表（第10条関係）			別表（第10条関係）		
南部公民館附属設備使用料			南部公民館附属設備使用料		
区分	品目	単位	使用料	摘要	
舞台設備	音響反射板（天区ライトを含む。）	1式	円 2,040		
	略				
奏者用譜面台		1台	50		
16ミリ映写機		1台	1,860		スクリー

新 (改正後)					旧 (改正前)				
音響設備	略	略	略	略	音響設備	略	略	略	略
	略	略	略	略		略	略	略	略
	ダイナミックマイク	1本	520	略		ダイナミックマイク	1本	520	略
	2点吊マイク装置	1式	860	マイクなし					
	略	略	略	略		略	略	略	略
その他の設備	略	略	略	略	その他の設備	略	略	略	略
	略	略	略	略		略	略	略	略
	略	略	略	略		略	略	略	略
	展示用ライト	1台	50			展示用ライト	1台	50	
	略	略	略	略		スライド映写機	1台	520	
備考 略	略	略	略	略	備考 略	OHP	1台	520	
	略	略	略	略		略	略	略	略
	略	略	略	略		略	略	略	略
	略	略	略	略		略	略	略	略
	略	略	略	略		略	略	略	略